

令和2年5月28日

各 位

糸満市長 上原 昭

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に伴う要支援・要介護認定更新申請者に対する
被保険者証の送付について（通知）

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件について、糸満市における新型コロナウイルス感染症に係る要支援・要介護認定の臨時的な取り扱いとして、該当者には認定調査を実施せず、従来の期間（要介護度はそのまま）に一律12か月を合算していますが、管理システムの調整等に時間を要し、同取り扱い決定による被保険者証の発送が遅れています。

認定有効期限が令和2年5月末日の該当者については、新しい被保険者証を5月27日に発送しています。被保険者及び関係事業者の皆さまには、大変ご迷惑お掛けしますが、お手元に届くまでしばらくお待ちください。

なお、認定有効期限が令和2年6月末日の該当者についても発送が遅れる見込みです。

ご不明な点等があれば介護長寿課認定給付係（電話 098-840-8133）までお問い合わせください。